

2 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法(別表第3)

(1) 幼稚園教諭2種免許状

【別表第3、施行規則第11条・第13条、県教委規則第23条】

幼稚園助教諭(臨時)免許状取得後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年	6	7	8	9	10	11	12	以上13
幼稚園助教諭(臨時)免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位	45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する科目	最低修得単位数	5	4	4	3	3	2	2	1
	小学校の「教科に関する科目」の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目(これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これらの科目に準ずる無いような科目を含む。)うち1以上の科目を修得すること								
教職に関する科目	最低修得単位数	30	27	24	21	18	15	12	9
	教職の意義等に関する科目	6	5	5	4	4	3	3	2
	教育の基礎理論に関する科目	12	10	10	8	8	6	6	4
	教育課程及び指導法に関する科目	2	2	2	2	2	1	1	1
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目								

- (注) 1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員としての期間を含む。  
 また、(国際協力事業団法 に基づく派遣による)外国の教育施設またはこれに準ずるもの  
 において教育に従事した期間を含む。 【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(6年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導  
 主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。 【別表第3備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。 【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習または公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。 【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する科目」「教職に関する科目」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数  
 については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。また、総単位数に不足する単  
 位数については、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」のい  
 ずれかから任意に修得すること。

(2) 幼稚園教諭1種免許状

① 幼稚園教諭2種免許状から1種免許状を取得する方法《短期大学卒業等の場合》

【別表第3、施行規則第11条・第13条、県教委規則第23条】

幼稚園2種免許状取得後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年	5	6	7	8	9	10	11	以上12
幼稚園2種免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位	45	40	35	30	25	20	15	10

教科に関する科目	最低修得単位数	4	4	3	3	2	2	1	1
	小学校の「教科に関する科目」の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目(これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これらの科目に準ずる無いような科目を含む。)うち1以上の科目を修得すること								

教職に関する科目	最低修得単位数	20	19	17	15	13	11	9	7
	教職の意義等に関する科目	3	3	3	2	2	2	2	1
	教育の基礎理論に関する科目								
	教育課程及び指導法に関する科目	6	5	5	5	5	4	4	3
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	1	1	1	1	1	1	1	1

教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	6	5	5	4	4	3	3	2
	上記の「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること								

- (注) 1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員としての期間を含む。  
また、(国際協力事業団法 に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。  
【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(5年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。  
【別表第3備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。  
【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習または公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。  
【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する科目」「教職に関する科目」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。また、総単位数に不足する単位数については、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」のいずれかから任意に修得すること。
- 6 学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科で修得することができる。  
【別表第3備考5号、施行規則第67条の2】

②幼稚園教諭2種免許状から1種免許状を取得する方法《4年生大学卒業等の場合》

※ 大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び(短期)大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者を含む。

【別表第3、施行規則第11条・第12条・第13条、県教委規則第23条】

幼稚園2種免許状取得後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	4	5	以上 6	
幼稚園2種免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位 25	20	15	10	
教科に関する科目	最低修得単位数	2	2	1	1
	小学校の「教科に関する科目」の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目(これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これらの科目に準ずる無いようの科目を含む。)うち1以上の科目を修得すること				
教職に関する科目	最低修得単位数	12	11	9	7
	教職の意義等に関する科目	2	2	2	1
	教育の基礎理論に関する科目				
	教育課程及び指導法に関する科目	5	4	4	3
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	1	1	1	-	
教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	6	5	3	2
	上記の「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること				

- (注) 1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員としての期間を含む。  
また、(国際協力事業団法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。  
【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(3年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。  
【別表第3備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。  
【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習または公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。  
【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する科目」「教職に関する科目」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。また、総単位数に不足する単位数については、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」のいずれかから任意に修得すること。
- 6 学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科で修得することができる。  
【別表第3備考5号、施行規則第67条の2】

(3) 幼稚園教諭専修免許状

① 幼稚園教諭1種免許状から専修免許状を取得する方法

【別表第3、施行規則第11条】

幼稚園1種免許状取得後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	3年以上
幼稚園1種免許状取得後、大学院等において修得することを必要とする最低単位数	「教科又は教職に関する科目」 15単位

- (注) 1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員としての期間を含む。  
また、(国際協力事業団法 に基づく派遣による)外国の教育施設またはこれに準ずるもの  
において教育に従事した期間を含む。  
【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。  
【施行規則第70条】
- 3 大学院、大学(短期大学を除く。)の専攻科または専修免許状取得のための認定講習若しくは公開講座等において修得すること。  
【別表第3備考第4号・第6号】
- 4 「教科又は教職に関する科目」のうち3単位までは、「教職に関する科目」に準ずる科目をもってこれに替えることができる。  
【施行規則第11条の表備考第1号】